

筑後市介護保険 住宅改修 QA 集

令和 7 年度版

筑後市市民生活部高齢者支援課

令和 7 年 1 2 月改訂

目次

1 制度全般	6
(1)住宅改修の対象となる工事を教えてください。.....	6
(2)申請の手順を教えてください。.....	6
(3)いくらまで支給されますか。.....	6
(4)住宅改修費の支給は一人一回までですか。.....	6
(5)家族に複数の要介護者がいるときは、いくらまで利用できますか。.....	7
(6)事前申請後、工事内容が変更となった場合どうしたらよいですか。.....	7
(7)事前申請後、結局工事をしなかった場合どうしたらよいですか。.....	7
(8)住宅改修費の支給には「償還払い」と「受領委任払い」があるようですが、その違いを教えてください。.....	7
(9)必ず複数の事業者から見積もりを取っていなければなりませんか。.....	8
(10)住宅改修に着工した要介護（要支援）者が、着工後に容態の急変などにより入院し、退院の見通しがつかない場合は支給対象となりますか。.....	8
2 申請添付書類	8
(1)住宅改修が必要な理由書を作成できるのは誰ですか。.....	8
(2)材料費や施工費などを区分できない工事がありますが、工事費見積書（内訳書）には全て区分して記載しなければなりませんか。.....	8
(3)申請に添付する写真的現像料や、事業者が申請を代行する場合の申請手続料は、諸経費として対象になりますか。.....	9
(4)申請に添付する改修前後の写真是、日付がわかるものとのことです、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいですか。.....	9
(5)申請に添付する改修前後の写真を撮る際の注意点を教えてください。.....	9
(6)申請に添付する図面は、改修箇所にかかわらず、家屋全体を示す必要がありますか。.....	9
(7)住宅の所有者が対象者の兄弟姉妹なのですが、承諾書は必要ですか。.....	9
(8)申請に添付する領収書は写しでもよいですか。.....	10
(9)実際に代金を支払うのは家族であるため、領収書の宛名は対象者本人ではなくその家族でもよいですか。.....	10
(10)申請に添付する領収書は、住宅改修の対象とならない工事を含めた額を記載してもよいですか。.....	10
3 工事全般の共通事項	10

(1) 設計と積算を行ったが住宅改修を行わなかった場合、支給対象となりますか。.....	10
(2) 新築または増築で住宅改修を行った場合、支給対象となりますか。.....	10
(3) 支給対象外の工事も併せて行うことはできますか。.....	10
(4) 大工を営んでいる家族に工事を発注した場合、支給対象となりますか。.....	11
(5) 賃貸アパートの廊下などの共用部分は支給対象となりますか。.....	11
(6) 賃貸住宅の場合、退去時の原状回復のための費用は支給対象となりますか。.....	11
(7) 現在入院（入所）中で、もうすぐ退院（退所）する予定ですが、自宅に戻る前に、事前申請し、住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。.....	11
(8) 市外から転入（または市内転居）する前に、事前申請し、住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。.....	11
(9) 要介護（要支援）認定の申請中に住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。.....	11
(10) 住宅改修中に申請者が死亡した場合は支給対象となりますか。.....	12
(11) 家族の住宅に一時的に身を寄せている場合、その住宅で住宅改修を行うことができますか。.....	12
(12) 有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象になりますか。.....	12
(13) ユニットバスの工事は支給対象となりますか。.....	12

4 手すりの取付	12
(1) 手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新しい手すりを設置する場合は支給対象となりますか。.....	12
(2) 円柱型などの握る手すりや、上部平坦型（棚状のもの）の手すりは、支給対象となりますか。.....	12
(3) 浴槽の取替え工事に伴い、既存の浴槽手すりの高さが合わなくなつたため、手すりの移設を行う際、その撤去と設置費用は付帯工事として支給対象ですか。.....	13
(4) トイレに設置する紙巻器（ペーパーホルダー）付き手すりは支給対象になりますか。.....	13
(5) 壁ではなく、玄関の靴箱へ手すりを取り付ける場合は支給対象となりますか。.....	13
(6) 手すりの取り付けの下地補強の際、張り替えが必要となつたクロスの費用は支給対象となりますか。.....	13
(7) 店舗併用住宅であり、仕事のために店舗への出入り口に手すりを取り付けた場合は支給対象となりますか。.....	13
(8) 玄関から道路までの手すりの取付は支給対象となりますか。.....	13
(9) 本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりを移設する際は支給対象となりますか。...13	13
(10) 2階への階段の手すりは支給対象となりますか。.....	13
(11) 縦に体重をかけると危険なためディンプルタイプの手すりを設置したいが、支給対象と	

なりますか。 14
(12)横手すりの高さは利用者の大腿骨大転子の高さである750mm～800mmが一般的に適当と言われていますが、握力が弱く、手で握るより手や前腕を乗せて移動される利用者については、より高い位置に設置しても良いでしょうか。 14

5 段差の解消 14

(1)床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は支給対象となりますか。 14
(2)上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となりますか。 14
(3)昇降機、リフト、段差解消機などの設置は支給対象となりますか。 14
(4)居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は支給対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。 14
(5)玄関から道路まで設置しているスロープが急なため、長く緩やかなスロープに付け替えたいのですが、支給対象となりますか。 15
(6)玄関から道路までの通路の傾斜がきつく感じられるようになり、通行が困難になったため、玄関から庭を横切って、道路に至るまでの傾斜の緩やかな通路を新設する工事を行いたいが、この工事は支給対象となりますか。 15
(7)浴室床と浴槽の底の高低差や、浴槽の形状（深さ、縁の高さなど）を適切なものにするために行う浴槽の取替も段差の解消として支給対象となりますか。 15
(8)床段差の解消工事に伴い、既存の電気コンセントが利用できなくなるため、新たにコンセントを配線しなおした場合は支給対象となりますか。 15
(9)スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差の解消に必要な費用として支給対象となりますか。 15
(10)スロープを設置した際に、転落防止の車止めを創設する工事は支給対象となりますか。 15

6 段差の解消床または通路面の材料の変更 16

(1)階段に滑り止めのゴムを付けた場合は支給対象となりますか。 16
(2)滑りの防止や移動の円滑化を目的に購入したカーペットは、支給対象となりますか。 16
(3)通路面の材料の変更としてはどのような材料がありますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。 16
(4)通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、支給対象となりますか。 16

(5)視力の低下に伴い、段差部分がわかりにくく転倒の危険性がでてきたため、転倒防止用に床や階段に色をつける工事は支給対象となりますか。.....	16
(6)玄関前が砂利になっており、転倒する危険があるので整地したい。幅何メートルまでの整地が支給対象ですか。.....	16
(7)畳がすべるので、床をフローリングに変更する場合は支給対象となりますか。.....	16
(8)スロープの傾斜は1/12程度が車いすで昇降しやすい傾斜と言われていますが、スペース等の問題で、1/12程度の傾斜を確保出来ない場合は、支給対象外となりますか。.....	16

7 引き戸などへの扉の取替え.....	17
(1)扉そのものは取り替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給対象となりますか。.....	17
(2)既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象となりますか。.....	17
(3)門扉の取替えは住宅改修の支給対象となりますか。.....	17
(4)玄関ドアの開閉や通常の鍵の施錠は問題なくできますが、本人の身体状況により、現在のドアチェーンではかけ外しに時間がかかるためドアチェーンの交換を行いたいのですが、支給対象となりますか。.....	17
(5)寝室からトイレに行くまでの扉が遠いため、移動距離が短くなるよう、ベッド近くの壁を壊し新たに扉を設置する場合は支給対象となりますか。.....	17
(6)入り口から便器までの移動を容易にするため、トイレの中扉を撤去する場合は支給対象となりますか。.....	17
(7)引き戸が重いため、開閉が困難な場合に、扉を軽くするため、ガラス部分をアクリル等の軽量の部材に変更する場合は支給対象となりますか。.....	18
(8)引き戸への取替えに合わせて自動ドアとした場合は、支給対象となりますか.....	18

8 洋式便器などへの便器の取替え.....	18
(1)リウマチなどで膝が十分に曲がらず、便座からの立ち上がりが困難な場合などに、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、①洋式便器をかさ上げする工事、②便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事、③補高便座を用いて座面の高さを高くする工事は、それぞれ便器の取替えとして支給対象となりますか。.....	18
(2)和式便器から洗浄機能などが付いた洋式便器への取替えは支給対象となりますか。.....	18
(3)既存の洋式便器の便座を、洗浄機能などが付いた便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。.....	18
(4)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは支給対象になりますか。.....	18
(5)身体状況に適用するように現在使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合	

は支給対象となりますか。.....	19
(6)便器の取替えに伴う給排水設備工事は支給対象ですか。.....	19
(7)既存の和式トイレを洋式トイレに取り替えるのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、支給対象となりますか。.....	19
(8)和式トイレを洋式トイレに取り替える際、仕切り壁を壊さないと、洋式トイレの設置スペースが確保出来ない場合は、壁の撤去も付帯工事として支給対象となりますか。.....	19
(9)洋式トイレへの取替えに伴い、床や壁を壊す必要がありますが、壊した床や壁にクッションフロアやクロス貼りをする場合は支給対象となりますか。.....	19

厚生労働省 QA 及び筑後市における住宅改修の過去の事例や質問に対する回答を掲載しています。ご不明な点がありましたら、市高齢者支援課までお尋ねください。

1 制度全般

(1) 住宅改修の対象となる工事を教えてください。

住宅改修は、介護保険の対象と認められた以下の 6 点に限ります。

- ・手すりの取付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・洋式便器等への便器の取替え
- ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(2) 申請の手順を教えてください。

1. ケアマネジャー等に相談

必ず担当のケアマネジャー等と相談して改修内容を決めます。(ケアマネジャー等の作成する「住宅改修が必要な理由書」が必要です。担当のケアマネジャーがいない方は、市高齢者支援課にご相談ください)

2. 承認申請（事前申請）

施工業者を決定し、市高齢者支援課に申請書を提出します

※確認に時間要する場合がありますので、工事着工予定日の 5 営業日前までに申請してください。

3. 工事

市から事前申請許可が下りたら、工事着工します

※工事内容等に変更があった場合は、速やかに変更内容を届けてください

4. 住宅改修の支給申請

工事が完了したら市高齢者支援課に、支給申請書を提出してください

(3) いくらまで支給されますか。

要介護度にかかわらず、支給限度基準額を 20 万円として、住宅改修に要した費用（支給対象となる費用）の 9 割～7 割が支給されます（支給額は負担割合によります）。

(4) 住宅改修費の支給は一人一回までですか。

20 万円までなら、何度も分けて利用できます。また、最初に住宅改修費の支給を受けた工事の着工時点と比較して要介護度が著しく高くなっている（介護度が 3 段階以上重くなっている）場合や、改修した住居から転居した場合には、改めて 20 万円まで利用できます。

(5) 家族に複数の要介護者がいるときは、いくらまで利用できますか。

要介護・要支援と認定された人が複数いるときは、一人ひとりが住宅改修費を申請することができます。

20万円×人数分の住宅改修が可能となります。住宅改修の範囲が重複しないように申請する必要があります。(共用部分は按分して支給することはできません。例えば、共用の廊下の手すりを2人で使用する場合、それぞれ半分を支給するのではなく、いずれかに支給することになります。)

(6) 事前申請後、工事内容が変更となった場合どうしたらよいですか。

工事内容に変更が生じた場合、着工前に申請書の再提出が必要になります。

変更が必要になった場合は、すみやかに理由書の作成者もしくは市高齢者支援課にご連絡ください。

承認された改修内容と異なる改修内容が行われた場合は、住宅改修費が支給されませんのでご注意ください。変更の内容が軽微なもの例えば手すりの高さを2~3cm変更するような場合は現場での調整の範囲と考えますので、変更の連絡は不要です。

(7) 事前申請後、結局工事をしなかった場合どうしたらよいですか。

事前申請の取り下げを行う必要があります。工事の取り止めが決まった時点での市高齢者支援課に連絡してください。

(8) 住宅改修費の支給には「償還払い」と「受領委任払い」があるようですが、その違いを教えてください。

償還払いの場合、利用者が工事費用の全額をいったん事業者に支払い、支給対象となる工事費用の9割~7割が後から利用者に支払われます。

受領委任払いの場合、利用者は支給対象となる工事費用の1割~3割(支給対象外工事を含む場合は、その工事費用も含む)を事業者に支払い、支給対象となる工事費用の9割~7割は、利用者の委任を受けた事業者に支払われます。

どちらの方法で申請するかは利用者が選ぶことが出来ます。

《イメージ》



（9）必ず複数の事業者から見積もり（相見積もり）を取っていなければなりませんか。

必ずしも相見積もりが必要ではありませんが、複数の業者に見積もりを依頼し、比較・検討のうえ1社を選ぶことをおすすめします。

なお、利用者の居宅介護（介護予防）サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）および地域包括支援センターの担当職員の方は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう利用者に対して説明を行い、説明した内容は支援経過記録等の書面に残すようにしてください。

ただし、利用者が理解したうえで1社のみを希望する場合は、1社のみの見積もりでも構いません。

（10）住宅改修に着工した要介護（要支援）者が、着工後に容態の急変などにより入院し、退院の見通しがつかない場合は支給対象となりますか。

入院するまでに工事が完成した部分まで支給対象となります。日数按分などにより対象となる工事費用を算出してください。工事完了前に死亡した場合や要介護（要支援）認定が終了した場合も同様です。

2 申請添付書類

（1）住宅改修が必要な理由書を作成できるのは誰ですか。

基本的に、対象者の居宅（介護予防）サービス計画を作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）や地域包括支援センターの担当職員が作成してください。

その他、住宅改修のみを利用するなどで、対象者の担当ではない介護支援専門員・地域包括支援センター職員や、作業療法士、理学療法士、福祉住環境コーディネーター（2級以上）、バリアフリーアドバイザー（県派遣事業）も理由書を作成できます。

なお、対象者を担当する介護支援専門員や地域包括支援センターの職員がいる場合は、お互いに十分連絡調整を行ってください。

（2）材料費や施工費などを区分できない工事がありますが、工事費見積書（内訳書）には全て区分して記載しなければなりませんか。

便所・浴室・廊下などの改修箇所や、数量・長さ・面積などの規模を明確にするため、原則、見積書には、改修内容・材料費・施工費・諸経費などを適切に区分して記載してください。施工費などが区分できない工事については無理に区分する必要はありませんが、工事内容や規模などが分かるようにする必要があります。

(3) 申請に添付する写真の現像料や、事業者が申請を代行する場合の申請手続料は、諸経費として対象になりますか。

写真現像料や申請手続料は、改修工事に要する費用ではないため対象となりません。

(4) 申請に添付する改修前後の写真は、日付がわかるものとのことです、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいですか。

黒板や紙などに日付を記入して写真に写しこむなどして、必ず撮影日がわかるようにしてください。

(5) 申請に添付する改修前後の写真を撮る際の注意点を教えてください。

改修箇所ごとに、改修の必要性や使用した部品全てが分かるように撮ってください。

例えば、次のような点に注意して撮ってください。

- ① 手すり工事の場合、改修後、ブラケットなどの部品も写し込む。
- ② 段差解消工事の場合、改修前後いずれも、段差部分（段差のあった部分）にメジャー やスケールを当てて測定し、段差が解消されたことが分かるようにする。
(浴槽交換の場合は、改修前後の浴室床～浴槽縁、浴槽底～浴槽縁の写真。)
- ③ スロープの場合、幅がわかる部分も撮る。（幅の基準については P17 の 6 (6) 参照）
- ④ 踏み台設置の場合、改修後、ビス止めなど固定したことがわかる部分も撮る。
- ⑤ 床材変更の場合、改修前後いずれも、改修箇所の上の物をよけたうえで撮る。
- ⑥ 床材変更での下地処理（根太組みなど）のように、支給対象工事のうち工事完成後の写真では確認できないものについては、施工中の写真も撮る。
- ⑦ 扉取替え工事の場合、改修前の取り外す扉と改修後の取り付けた扉を、その種類（折れ戸、開き戸など）が分かるようにそれぞれ撮る。
- ⑧ 引き戸の戸車交換工事の場合、改修前の取り外した扉の戸車部分と改修後の取り付け扉の戸車部分をそれぞれ撮る。

(6) 申請に添付する図面は、改修箇所にかかわらず、家屋全体を示す必要がありますか。

改修箇所や日常生活上の動線となっている部屋などは必ず示してください。

例えば、1階から2階の寝室に行く階段に手すりを取り付ける工事の場合、2階が日常生活上の動線かどうかを確認するため、必ず2階の図面を添付してください。

なお、今回の改修に關係なく、日常的に使用していない部屋などは省略しても構いません。

(7) 住宅の所有者が対象者の兄弟姉妹なのですが、承諾書は必要ですか。

所有者が配偶者や直系の血族姻族（祖父母・父母・子・子の配偶者・孫・孫の配偶者）の場合、承諾書は不要としています。そのため、所有者が兄弟姉妹の場合、承諾書の提出が必

要となります。

なお、配偶者や直系の血族姻族であっても、本人と賃貸借契約を結んでいる場合は承諾書が必要です。その場合、必要となるのは所有者の承諾書であり、不動産管理会社の承諾書ではありません。

ただし、所有者と不動産管理会社との契約の中で、改修工事に関して一任されていることが確認できれば不動産管理会社の承諾書でも問題ありません。

(8) 申請に添付する領収書は写しでもよいですか。

領収書は原本の提示が必要です。領収書の写しをとったあと原本は返却します。

(9) 実際に代金を支払うのは家族であるため、領収書の宛名は対象者本人ではなくその家族でもよいですか。

領収書の宛名は対象者本人としてください。

(10) 申請に添付する領収書は、住宅改修の対象とならない工事を含めた額を記載してもよいですか。

領収書は支給対象とならない工事などを含めた費用を記載して差し支えありませんが、支給対象部分の抽出・按分など適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、工事費内訳書に明示してください。

3 工事全般の共通事項

(1) 設計と積算を行ったが住宅改修を行わなかった場合、支給対象となりますか。

住宅改修を伴わない設計および積算のみの費用については支給対象なりません。

(2) 新築または増築で住宅改修を行った場合、支給対象となりますか。

住宅の新築は、住宅改修と認められないため支給対象なりません。

また、増築の場合は、新たに居室を設ける場合などは支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り換える場合などは、従来の住宅を改修したとして支給対象となる場合があります。

(3) 支給対象外の工事も併せて行うことはできますか。

支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行うことはできますが、支給対象部分の抽出・按分など適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出し、見積書（内訳書）に明示してください。

(4) 大工を営んでいる家族に工事を発注した場合、支給対象となりますか。

対象者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人または家族などにより住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。工賃は原則支給対象とはなりません。

(5) 賃貸アパートの廊下などの共用部分は支給対象となりますか。

集合住宅の場合、一般的に、その高齢者専用の居室内に限られるものと考えられますが、その高齢者の通常の生活領域と認められる共用部分について、高齢者の身体状況・生活領域・希望などの理由により住宅改修が必要であり、住宅の所有者の承諾を得ていれば、支給対象となります。

(6) 賃貸住宅の場合、退去時の原状回復のための費用は支給対象となりますか。

退去時における原状回復のための費用は支給対象とはなりません。

(7) 現在入院（入所）中で、もうすぐ退院（退所）する予定ですが、自宅に戻る前に、事前申請し、住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。

原則、入院（入所）中の場合は支給対象となりませんが、対象者の在宅復帰のために欠かせない事前準備として、退院（退所）にあわせて工事しておくことが必要かつ適切と判断される場合は支給対象となります。

ただし、退院（退所）ができなくなった場合（死亡の場合を含む）は、支給することができません。また、一時帰宅は退院（退所）とは見なしません。なお、支給申請は退院（退所）後に行ってください。

(8) 市外から転入（または市内転居）する前に、事前申請し、住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。

対象者が居住していない状況で判断し、工事を行うことは好ましくありませんが、住環境の整備のために欠かせない事前準備として、転入（転居）前に工事しておくことが必要かつ適切と判断される場合は支給対象となります。

ただし、転入（転居）しなかった場合や、工事着工日から転入日までの間、前市町村において、要介護・要支援認定を受けていなかった場合は、支給することができません。

なお、支給申請は転入（転居）後に行ってください。

(9) 要介護（要支援）認定の申請中に住宅改修を行う場合は支給対象となりますか。

要介護（要支援）認定の結果がわからない時点であっても、必要かつ適正であると判断できる場合は支給対象となります。ただし、認定結果が非該当であった場合など、工事着工から完了日が認定の有効期間内でない場合は、支給対象なりません。

なお、支給申請は工事着工から完了日が要介護（要支援）認定の有効期間内であることが

明らかとなってから行ってください。

(10) 住宅改修中に申請者が死亡した場合は支給対象となりますか。

申請者がご存命中に工事が完成した部分まで支給対象となります。

(11) 家族の住宅に一時的に身を寄せている場合、その住宅で住宅改修を行うことができますか。

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、介護保険被保険者証に記載された住所地の住宅のみが対象となります。家族の住宅に住所地が移されていなければ、介護保険の住宅改修の支給対象とはなりません。

(12) 有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象となりますか。

有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定されませんが、身体状況によっては個別の対応（手すりの取付など）が必要な場合もあるため、専用部分に限り対象となる場合があります。

ただし、介護付有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護のサービス提供を受けている場合は対象なりません。

(13) ユニットバスの工事は支給対象となりますか。

ユニットバスの工事そのものは認められていませんが、対象工事費が適切に按分されれば、支給対象となります。利用者に必要な住宅改修の項目ごとに工事費を按分し、見積書に明記してください。

4 手すりの取付

(1) 手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、新しい手すりを設置する場合は対象となりますか。

単に老朽化したとの理由であれば認められません。ただし、身体状況の変化により、既存の手すりでは耐久性が不足している場合や位置を変える場合などは対象となります。

(2) 円柱型などの握る手すりや、上部平坦型（棚状のもの）の手すりは、支給対象となりますか。

支給対象となります。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要です。

(3) 浴槽の取替え工事に伴い、既存の浴槽手すりの高さが合わなくなつたため、手すりの移設を行う際、その撤去と設置費用は付帯工事として給付可能ですか。

浴槽の取替え工事に伴い、手すりの位置が合わなくなり、手すりとしての機能が果たせなくなった場合、手すりの移設費用を付帯工事として支給対象となります。

(4) トイレに設置する紙巻器（ペーパーホルダー）付き手すりは支給対象になりますか。

紙巻器部分は支給対象になりません。そのため、紙巻器部分を按分することが可能であれば手すり部分については給付の対象となりますですが、按分ができない場合は紙巻器付き手すり自体が支給対象なりません。

(5) 壁ではなく、玄関の靴箱へ手すりを取り付ける場合は支給対象となりますか。

靴箱そのものが固定され、手すりの安全耐荷重が確保されている場合は支給対象となります。

(6) 手すりの取り付けの下地補強の際、張り替えが必要となったクロスの費用は支給対象となりますか。

下地補強した部分のみのクロスに係る費用は支給対象となります。

下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えた場合は、面積按分などで対象部分の費用を算出し、見積書（内訳書）に明記してください。

(7) 店舗併用住宅であり、仕事のために店舗への出入り口に手すりを取り付けた場合は支給対象となりますか。

仕事が目的の工事は支給対象外となります。ただし例外として、出入口が店舗と併用であり、日常生活動作を行う上でその部分の改修が不可欠な場合は、支給対象となる可能性があります。理由書にその旨ご記載ください。

(8) 玄関から道路までの手すりの取付は支給対象となりますか。

室内に限らず玄関アプローチなど敷地内であれば、日常生活活動線として必要があると判断されれば、支給対象となります。

(9) 本人の身体状況の変化に伴い、既存の手すりを移設する際は、支給対象となりますか。

取り外し費、取り付け費等の工賃のみ支給対象となります。

(10) 2階への階段の手すりは支給対象となりますか。

2階へ行き来する理由とその頻度が問われます。2階に自室があり、1階に変更することが出来ないなどの日常生活活動線として必要があると判断されれば、支給対象となります。

(11) 縦に体重をかけると危険なためディンプルタイプの手すりを設置したいが、支給対象となりますか。

利用者の心身状況に対応して、ディンプル型や丸型、平型も支給対象としています。

(12) 横手すりの高さは利用者の大腿骨大転子の高さである750mm～800mmが一般的に適当と言われていますが、握力が弱く、手で握るより手や前腕を乗せて移動される利用者については、より高い位置に設置しても良いでしょうか。

利用者の握力や身長、腰が曲がっていたり等心身状況に対応して、高さを変更していただいて構いません。

5段差の解消

(1) 床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は支給対象となりますか。

浴室用すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室用すのこ（浴室に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられますので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となります。（たしねじ止め等取り付け工事によって固定する場合は、住宅改修の対象となります）

(2) 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となりますか。

式台は、安全性を考慮し、釘やビス等で固定したものや持ち運びが容易でないもの（重量が大きいもの）等が段差の解消として支給対象となります。

また、上がり框を2段にする工事も段差の解消として支給対象となります。

(3) 昇降機、リフト、段差解消機などの設置は支給対象となりますか。

昇降機、リフト、段差解消機などといった動力により段差を解消する機器を設置する工事は支給対象となりません。なお、リフトについては、移動式、固定式または据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる場合があります。

(4) 居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃き出し窓にスロープを設置する工事は対象となりますか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となりますか。

玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となります。ただし、現状でも通路として使用できる場所への設置に限ります。

(5) 玄関から道路まで設置しているスロープが急なため、長く緩やかなスロープに付け替えたいのですが、支給対象となりますか。

身体状況の変化により、必要性が認められ、やむを得ないと判断される場合は支給対象となります。

(6) 玄関から道路までの通路の傾斜がきつく感じられるようになり、通行が困難になったため、玄関から庭を横切って、道路に至るまでの傾斜の緩やかな通路を新設する工事を行いたいが、この工事は支給対象となりますか。

もともと通路として利用していない部分への工事は新設にあたり、住宅改修ではないため、支給対象とはなりません。ただし、本人の身体状況等により対象となる場合もありますので、ご相談ください。

(7) 浴室床と浴槽の底の高低差や、浴槽の形状（深さ、縁の高さなど）を適切なものにするために行う浴槽の取替も段差の解消として支給対象となりますか。

浴槽の縁も「段差」に含まれるため、交換前に比べて浴槽の縁が低くなれば支給対象となります。

(8) 床段差の解消工事に伴い、既存の電気コンセントが利用できなくなるため、新たにコンセントを配線しなおした場合は支給対象となりますか。

床段差の解消のための付帯工事として支給対象となります。

(9) スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差の解消に必要な費用として支給対象となりますか。

スロープの設置工事に付帯する工事として支給対象となります。

(10) スロープを設置した際に、転落防止の車止めを創設する工事は支給対象となりますか。

転落防止のための車止めや柵の設置は、スロープの設置工事に付帯する工事として支給対象となります。

6 床または通路面の材料の変更

(1) 階段に滑り止めのゴムを付けた場合は支給対象となりますか。

固定工事を行った場合は、支給対象となります。

(2) 滑りの防止や移動の円滑化を目的に購入したカーペットは、支給対象になりますか。

敷くだけでは支給対象とはなりません。剥がれないように固定工事を行った場合は、支給対象となります。なお、見積書とは別にカタログ等の写しを添付してください。

(3) 通路面の材料の変更としてはどのような材料がありますか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となりますか。

コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装などが考えられます。また、路盤の整備は付帯工事として支給対象となります。

(4) 通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、支給対象となりますか。

いずれも、通路面の材料の変更として支給対象となります。

(5) 視力の低下に伴い、段差部分がわかりにくく転倒の危険性がでてきたため、転倒防止用に床や階段に色をつける工事は支給対象となりますか。

床や階段に色を付ける工事は、滑りの防止および移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更には該当しないため、支給対象なりません。

(6) 玄関前が砂利になっており、転倒する危険があるので整地したい。幅何メートルまでの整地が支給対象ですか。

目安として単独歩行で、1m、車いすで2m程度を支給対象とします（本人の状況により個別に判断します）。それ以上に整地される場合は、面積按分し支給対象とします。

(7) 罫がすべるので、床をフローリングに変更する場合は支給対象となりますか。

すべる原因が劣化ではない場合は、支給対象となります。

(8) スロープの傾斜は1/12程度が車いすで昇降しやすい傾斜と言われていますが、スペース等の問題で、1/12程度の傾斜を確保出来ない場合は、支給対象外となりますか。

住宅事情やスペースの問題で、1/12程度の傾斜を確保できない場合は、安全性、必要性を十分検討いただいた上で、理由書にその旨記載いただければ、支給対象とします。

7 引き戸などへの扉の取替え

(1) 扉そのものは取り替えませんが、右開きの戸を左開きに変更する工事は支給対象となりますか。

扉そのものを取り替えない工事であっても、身体の状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとなるため、右開きの扉を左開きに変更する場合、支給対象となります。

その他、身体の状況によりドアノブをレバー式把手やプッシュ・プル式把手などに変更する場合や、戸車を設置する場合なども支給対象となります。

(2) 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は支給対象となりますか。

身体状況に基づき、既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。

ただし、既存の引き戸が古くなり、新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはなりません。

(3) 門扉の取替えは住宅改修の支給対象となりますか。

身体状況に基づいた理由があれば支給対象となります。

(4) 玄関ドアの開閉や通常の鍵の施錠は問題なくできますが、本人の身体状況により、現在のドアチェーンではかけ外しに時間がかかるため、ドアチェーンの交換を行いたいのですが支給対象となりますか。

扉の開閉や移動の円滑化を図る工事ではなく、防犯を目的とした工事であるため、住宅改修の扉の取替えとしては認められず、支給対象とはなりません。

(5) 寝室からトイレに行くまでの扉が遠いため、移動距離が短くなるよう、ベッド近くの壁を壊し新たに扉を設置する場合は支給対象となりますか。

原則、既存の扉を使用できなくなるように塞ぐ場合は、扉の新設（既存の扉からの位置変更）も支給対象となります。

また、このような扉の位置変更に比べて、既存の扉はそのままに扉の新設のみを行う費用の方が低くなる場合は、新設のみの工事も支給対象となります

(6) 入り口から便器までの移動を容易にするため、トイレの中扉を撤去する場合は支給対象となりますか。

扉の撤去のみを行う工事も扉の取替えとして支給対象となります。

(7) 引き戸が重いため、開閉が困難な場合に、扉を軽くするため、ガラス部分をアクリル等の軽量の部材に変更する場合は支給対象となりますか。

扉そのものを取り替えない工事であっても、身体の状況にあわせて性能が変われば、扉の取替えとなるため、支給対象となります。

(8) 引き戸への取替えに合わせて自動ドアとした場合は、支給対象となりますか。

自動ドアの動力部分の費用については、支給対象外となります。

8 洋式便器などへの便器の取替え

(1) リウマチなどで膝が十分に曲がらず、便座からの立ち上がりが困難な場合などに、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、①洋式便器をかさ上げする工事、②便座の高さが高い洋式便器に取り替える工事、③補高便座を用いて座面の高さを高くする工事は、それぞれ便器の取替えとして支給対象となりますか。

①は支給対象となります。ただし、住宅改修を行う際には、福祉用具の利用状況を踏まえて住宅改修の理由書を作成するため、まずは補高便座（特定福祉用具購入）のみで実現できないか検討を行ったうえで、便器の取替え（住宅改修）を検討してください。

②については、既存の洋式便器が古くなり、新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば支給対象となりませんが、質問のように対象者の身体状況に適した高さにするために洋式便器を取り替えるという適切な理由があれば、住宅改修の支給対象となります。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となります。

(2) 和式便器から洗浄機能などが付いた洋式便器への取替えは支給対象となりますか。

洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合も支給対象となります、これらの設置に伴う電気工事費用は対象外となります。

(3) 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能などが付いた便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となりますか。

便座の取り替えは、洋式便器などへの便器の取替えに該当しないため、住宅改修の支給対象とはなりません。

ただし、住宅改修ではなく、補高を目的とする腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる場合があります（洗浄機能のみを目的としている場合は、支給対象となりません）。

(4) 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当しますか。

腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となります。住宅改修としては支給対象に

なりません。

(5) 身体状況に適用するように現在使用している洋式便器の向きを変える工事を行う場合は支給対象となりますか。

支給対象となります。

(6) 便器の取替えに伴う給排水設備工事は支給対象ですか。

給排水設備工事費は付帯工事として認められますが、水洗化又は簡易水洗化に係る費用は支給対象外です。

(7) 既存の和式便器を洋式便器に取り替えるのではなく、居室の隣室を改造して洋式便器を新たに設置する場合は、支給対象となりますか。

洋式便器などへの便器の取替えに該当しないので、支給対象とはなりません。既存のトイレを取り壊したうえで新設(今回のように別の場所に設置する場合も含む)するのであれば、支給対象となる場合があります。

(8) 和式便器を洋式便器に取り替える際、仕切り壁を壊さないと、洋式便器の設置スペースが確保出来ない場合は、壁の撤去も付帯工事として支給対象となりますか。

便器の取替えに伴う付帯工事として認められます。

(9) 洋式便器への取替えに伴い、床や壁を壊す必要がありますが、壊した床や壁にクッションフロアやクロス貼りをする場合は支給対象となりますか。

壊した部分を最小限補修する部分については、付帯工事として認められます。しかし、それ以外の床や壁、天井などについては支給対象外です。